処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：	第９条の１１第２項
処 分 の 概 要：	練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：	神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第９条の６第３項（番号又は記号の打刻）、第９条の１１第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１８条（打刻命令）
処　分　基　準：	銃番号が打刻されていない場合、銃番号が３桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ℡ ０４５－２１１－１２１２ 内線３０２４，３０３４
備　　考：	